

用語のご説明 このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
力行 家財	生活用動産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
稿本	本などの原稿をいいます。
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^(ゆきだまり) をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

●ご注意いただきたい事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。詳しくは代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効にご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、すまいの火災保険「GK すまいの保険」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」等をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずお伝えください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	
下記にご連絡ください。	
三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料)	
受付時間	平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00 ※年末年始は休業させていただきます。
事故が起こった場合	
遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。	
24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く 三井住友海上事故受付センター 0120-258-189 (無料)	

●引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 企業営業第一部第一課
TEL.03-3259-3196

用語	説明
サ行 損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
タ行 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塙、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備は含まれません。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険申込書	引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808	
・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)	
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。	
・おかけ間違いにご注意ください。	
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	

●代理店・扱者 **三井ホーム株式会社**
三井ホームリンケージ株式会社
〒136-0082 東京都江東区新木場1-18-6 新木場センタービル11階
0120-310-449 (無料) ●受付時間 平日 10:00～17:00
承認番号：A22-101750 承認年月：2022年 12月



三井ホームリンケージ

2023年 3月 1日以降始期契約用

三井ホームのお客さま向け おすすめプラン

ミツイ ホーム ジー ケー
MH-GK

GK すまいの保険 (すまいの火災保険)

すまいを
リスクから守る



住宅
購入者割引
(業者提携に基づく電子データ連携方式)
適用

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上



1
 メリット

三井ホームなら住宅購入者割引[※]が適用されます。

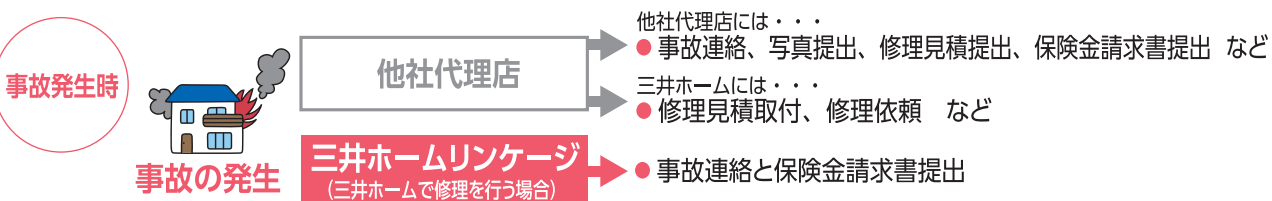
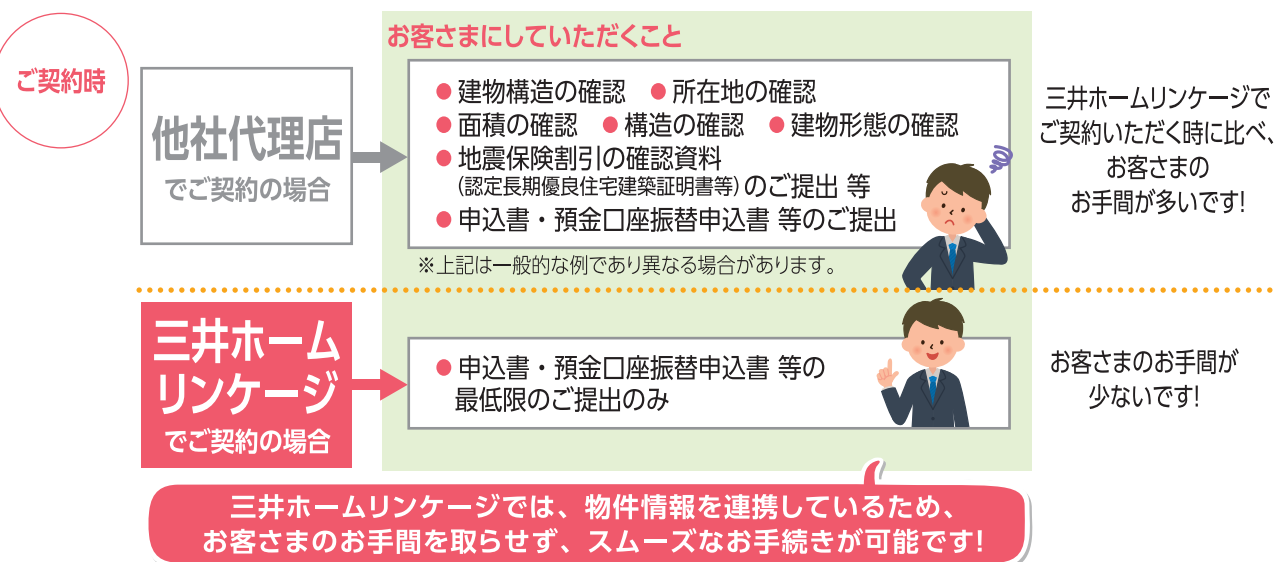
三井ホームのお客さま向けに「住宅購入者割引」が適用され、保険料が割引になります。保険料の負担が軽くなる分、引越し代等の諸費用にお使いいただけます。

※1 住宅購入者割引(業者提携に基づく電子データ連携方式)は、弊社が保有するお客さまの情報および物件情報の活用により、ご契約手続きがスムーズかつ正確になることによる割引です。

2
 メリット

ご契約時も、もしもの時も スムーズなお手続！

三井ホームリンケージは、三井ホームで住宅を建てられたお客さまの物件情報を連携しているため、確認事項や必要書類が少なく、電話と郵送を中心としたスムーズなお手続きが可能となっております！ また万一被害に遭われた時も、グループの連携による速やかなサポートが可能となっております。



※上記どちらの場合も、損害の規模等により、引受保険会社の現場立ち合いがあることがあります。

3
 メリット

保険金のお支払 基準は新築価額！

万一事故が発生した場合、時価額(経年を反映した事故時の建物評価額)ではなく、再調達価額(事故発生時の同等の建物・家財の再取得費用相当額)を基準にお支払いしますので、同等水準の建物の建築や新しい家財購入に必要な金額を見積ってご契約ください。

●建物が全焼・全壊(延床面積に対する損害の割合が80%以上)となった場合、建物保険金額の全額をお支払いします。

保険期間が長いほど一括払で割安！

1 POINT 5年一括契約にすればこれだけの差があります！

●“1年契約の保険料を5倍にした保険料”と“5年一括契約”の保険料比較 (2023年3月時点)



*上記は新築物件の場合の例です。築年数により上記例と異なる場合があります。

*2023年3月時点の1年契約保険料を単純に年数倍して比較しているため、今後の保険料改定等により結果が異なる可能性があります。

2 POINT 構造による違いだけでなく、住宅購入者割引もあるのでさらに割安！

三井ホームオーナー様の建物 (T構造：省令準耐火建物) は、一般の木造住宅 (H構造)*と比べて割安です。さらに「住宅購入者割引」が適用されるため割安です！ (2023年3月時点)



(注)木造建物で、「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」に該当しない建物を指します。

*上記は新築物件の場合の例です。築年数により上記例と異なる場合があります。

3 POINT 途中解約した場合でも5年一括契約の方が実質負担額が安くなります。(注)

●途中解約時の2年実質負担額比較 (2023年3月時点)

	1年契約 × 2回更新	5年契約
総支払額	87,780円	178,100円
2年で解約した場合の返れい額	—	103,300円 返れい
2年実質負担額	87,780円	74,800円

(注)始期日の直後に解約した場合など、条件によっては安くならない場合もあります。

*上記は新築物件の場合の例です。築年数により上記例と異なる場合があります。

*2023年3月時点の1年契約保険料を単純に年数倍して比較しているため、今後の保険料改定等により結果が異なる可能性があります。

5年一括契約は2年後に解約した場合でも、
 1年契約 × 2回更新と比べると12,980円お得です！

＜試算条件＞ フルサポートプラン(火災、落雷、破裂・爆発／風災、雹(ひょう)災、雪災／水ぬれ／盗難／水災／破損、汚損等)
 東京都、独立住宅一棟全体、省令準耐火建物、専有延床面積120㎡、2023年3月建築、建物保険金額3,000万円、免責金額0円(水ぬれと破損汚損の事故には免責金額5万円を適用します。)、事故時諸費用特約(火災・風水災等限定 損害保険金10%・300万限度)、地震火災費用特約(保険金額の50%・限度額なし)、日常生活賠償特約、居住用建物電気的・機械的事故特約、類焼損害・失火見舞費用特約、防犯対策費用特約、特別費用保険金特約、災害緊急費用特約、ライフライン停止時仮すまい費用特約

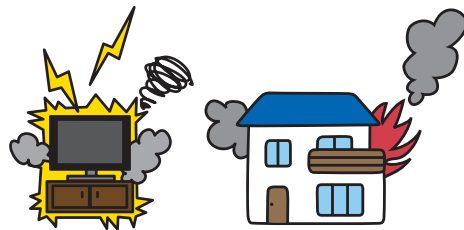
すまいを取り巻く 主な6つのリスクから守る。

すまいや家財の保険は、火災になった時の事を考えておくだけでは十分とはいえません。
すまいを取り巻くリスクは火災以外にもたくさんあります。

6つのリスク
1

失火やもらい火による
火災、落雷、 ガス爆発などの
破裂・爆発

例) 火災により建物が焼失した。落雷により家電製品が壊れた。



6つのリスク
2

風災、^{ひょう}雹災、^{ひょう}雪災
による窓ガラスや屋根の破損

例) 台風や雹により窓ガラスが割れ、建物や家財が損害を受けた。



6つのリスク
3

給排水設備に発生した事故などによる
水ぬれ

例) マンション上階からの水漏れで、部屋や家財が水びたしになった。



6つのリスク
4

泥棒による窓ガラスを割られたなどの損害や家財の
盗難

例) 泥棒に窓ガラスを割られ、現金や家財が盗難にあった。



6つのリスク
5

台風や集中豪雨による川の氾濫などの
水災

例) 大雨による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、
建物や家財が損害を受けた。



6つのリスク
6

自動車の飛び込みや不注意などによる
破損、汚損等

例) 自動車の当て逃げで壁がこわれた。家具をぶつけてドアをこわした。
子供が遊んでいて壁に穴をあけた。



自動セット特約

自動セット特約

1 **事故時諸費用 (火災・風水災等限定) 特約**
事故時諸費用 (火災等限定) 特約

事故の際に必要なとなる諸費用を補償します。

自動セット特約

2 **地震火災費用特約**

地震等を原因とする火災で
損害が一定割合以上となった場合に補償します。

自動セット特約

3 **防犯対策費用特約**

建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した
建物の改造費用や防犯機器等の設置費用、またはドアのカギが
盗難に遭った場合に要したドアの錠の交換費用を補償します。

自動セット特約

4 **特別費用保険金特約**

建物が全損になった場合にお支払いします。

オプション特約

さらなる安心で万全の備えを!

オプション特約

1



居住用建物 電氣的・機械的事故特約

オプション特約

2



日常生活賠償特約

オプション特約

3



失火見舞費用特約 類焼損害・失火見舞費用特約

オプション特約

4



自宅外家財特約

オプション特約

5



受託物賠償特約

オプション特約

6



弁護士費用特約

オプション特約

7



災害緊急費用特約

オプション特約

8



特定機械設備水災補償特約

オプション特約

9



ライフライン停止時仮すまい費用等特約

※上記「フルサポートプラン」以外のプランも選択可能です。詳細は代理店・扱者までお問い合わせください。

自然災害への備えは万全ですか？

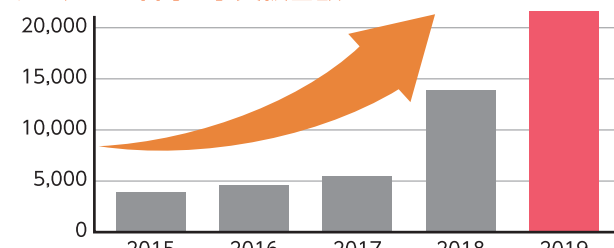
水災

河川の近くはもちろんのこと、それ以外にお住まいの場合であっても大雨による土砂崩れ、大雪後の融雪洪水、台風による高潮、想定以上の降雨量による内水氾濫^(※)など、ほぼすべての地域において水災の危険があります!!

(※) 雨水処理能力を超える集中豪雨等により、堤防の内側にある(内水)により発生する水災をいいます。



過去の5年間の水災被害額 (津波を除く、単位: 億円)



データ出典(写真含む): 国土交通省、総務省消防庁

令和元年 台風 19 号など近年水災により大きな被害が出ています。今後も地球温暖化によって台風や集中豪雨が頻発し、水害の増加が懸念されます。

水災事故の保険金お支払事例

集中豪雨による土砂崩れで建物に大きな被害が発生した。
(広島県 2014年)

損害額 約 **2,500 万円**

台風により河川が氾濫。建物と家財が水没し、大きな被害が発生した。
(茨城県 2015年)

損害額 約 **3,000 万円**

集中豪雨によりアパートが床上浸水、建物に大きな被害が発生した。
(愛知県 2011年)

損害額 約 **900 万円**

水災による事故では、建物や家財の直接的な損害に加えて、清掃費用や残存物の取片づけ費用等もかかるため復旧費用が高額になる傾向があります。

地震

地震による建物の倒壊だけでなく、地震による火災や津波・噴火による被害は火災保険だけでは補償されません。今後「南海トラフ巨大地震」や「首都直下地震」などの大地震の発生も想定されており、地震に対する備えが必要です!!

<30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる確率 (2019年度版)> データ出典(写真含む): 防災科学技術研究所、総務省消防庁

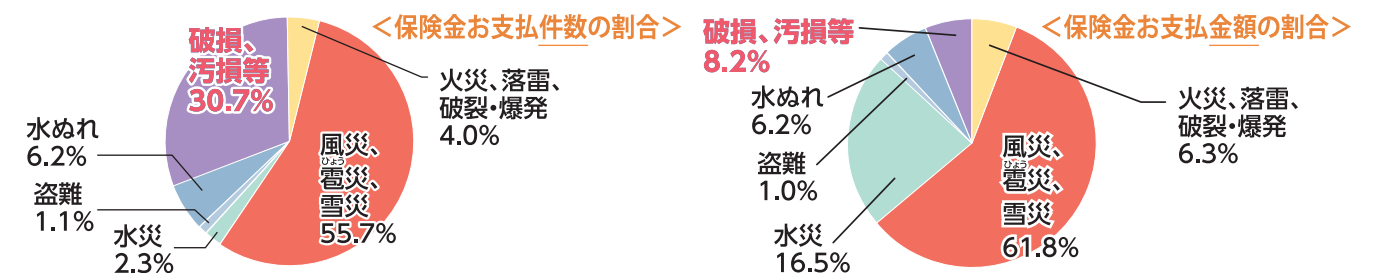


太平洋側を中心に高い確率で震度5強以上の揺れが発生すると予測されています。



もっともお支払件数が多いのは、「風災、雹災、雪災」などの自然災害!

GK すまいの保険のお支払実績のうち、もっともお支払件数が多いのが、「風災、雹(ひょう)災、雪災」などの災害です! 「フルサポートプラン」なら、不測かつ突発的な自然災害も補償されますので安心です!



お支払件数の **30.7%** が「破損、汚損等」の事故です!

お支払件数の **58%** が「風災、雹災、雪災、水災」などの自然災害です!

※「GK すまいの保険」フルサポートプランの2018~2020年度支払実績に基づいた数値です。

暮らしのQQ隊

日常生活での突然のトラブルにも安心のサービスです。

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー (24 時間 365 日受付!)

- 30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です
(部品代および 30分程度の応急修理を超える作業料はお客様のご負担となります。)

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは引受保険会社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル(無料)に事前にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(無料)につきましては、保険証券をご覧ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に引受保険会社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」に登録いただくことでご確認できます。

※一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。

※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

※サービスの利用可否はご契約プランにより異なります。

すまいを取り巻くさまざまなリスクから 特約でさらなる安心・万全の備えにしましょう！

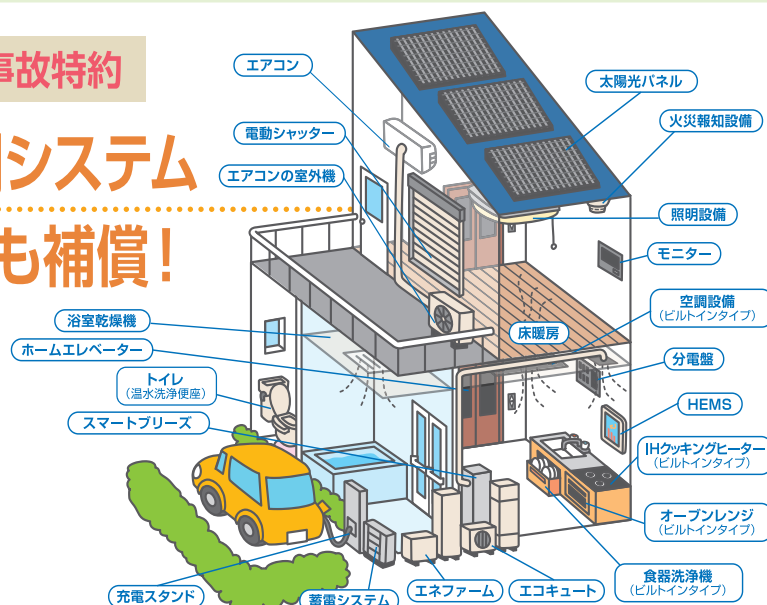
事故の際に必要な、さまざまな費用に備えるためにオプション特約をお選びください。

オプション特約1 居住用建物電氣的・機械的事故特約

三井ホームのトータル空調システム 「スマートブリーズ」の故障も補償！

給湯設備や床暖房、さらには
三井ホームの「スマートブリーズ」等の
建物付属機械設備における
電氣的・機械的事故（故障）による
損害も補償します。

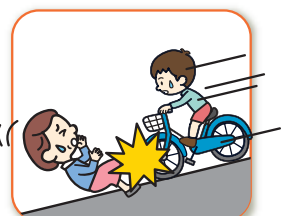
詳しくは11ページをご参照ください。



オプション特約2 日常生活賠償特約

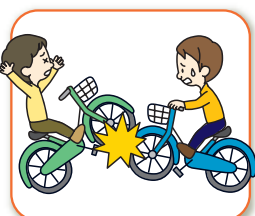
日常生活の中にもリスクはいっぱい！一緒に備えて安心。

子供がお友達にケガをさせてしまったり、他人のモノを壊してしまったり・・・日常生活にはリスクが潜んでいます。



子どもが自転車で
坂を下っている際に女性と衝突し、
女性は寝たきりの状態に。

賠償額 約 **9,500万円**
(神戸地裁・2013年7月4日判決)



自転車で車道を斜めに横断し、
対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突。
男性には後遺障害が残った。

賠償額 約 **9,300万円**
(東京地裁・2008年6月5日判決)



ホテルで浴槽の蛇口を
あけたまま寝入ってしまい、
階下の客室に漏水。

賠償額 約 **1,300万円**
(東京地裁・1992年4月23日判決)



子どもがキャッチボールをしていて
公園で遊んでいた他の子どもに
ボールが当たり死亡。

賠償額 約 **6,000万円**
(仙台地裁・2005年2月17日判決)

示談交渉もお引き受けいたしますので
安心してお任せください。

※類似のケースであっても「賠償責任の有無」「事故の過失割合」等によって
賠償額が異なる場合があります。

詳しくは13ページをご参照ください。

オプション特約3 失火見舞費用特約 類焼損害・失火見舞費用特約

火災で隣家に支払った見舞金の費用等を補償！

火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が発生した
場合に支払った見舞金の費用等を補償します。



自宅より出火、
近隣に延焼させてしまった。



消火活動により、隣家や階下の戸室および
その収容家財を水浸しにしてしまった。

詳しくは12ページをご参照ください。

オプション特約4 自宅外家財特約

持ち出したビデオカメラ等の損害も安心！

旅行中に誤って落として壊してしまったカメラや
路上での現金ひったくり被害など自宅外での損害を補償します。



路上でひったくりにあい
現金などを盗まれた。

旅行中にカメラを誤って
落として壊してしまった。

詳しくは14ページをご参照ください。

オプション特約5 受託物賠償特約

友人から借りた物、レンタル品の損害も補償！

他人からの預かり物やレンタル品を破損、
紛失したり盗難されたりした場合に補償します。



レンタルしていた
ビデオカメラを壊してしまった。

友人から借りた
デジタルカメラを
壊してしまった。

詳しくは13ページをご参照ください。

オプション特約6 弁護士費用特約

理不尽な相手や難交渉が予想される相手との折衝・・・ ご家庭の一大事を弁護士に相談することができます！

日常生活で他人にケガをさせられた等の被害事故にあい、
相手の方との交渉等を弁護士に依頼する費用や法律相談費用を一定額まで補償します。



詳しくは15ページをご参照ください。

オプション特約7 災害緊急費用特約

仮修理費用等、 想定外の出費に対応することができます！

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や
仮すまい費用等をお支払いします。



自宅を修理する際の
仮すまい費用など、
大きな出費が心配...

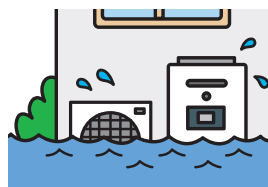
水災で自宅が
被害に遭い、
住めなくなっ
てしまった...

詳しくは15ページをご参照ください。

オプション特約8 特定機械設備水災補償特約

床上浸水でなくても保険金をお支払いすることができます！

建物敷地内に設置された機械設備が浸水等により損害を被った場合にお支払いします。

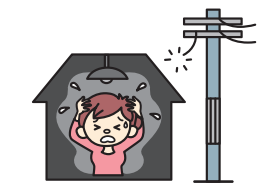


詳しくは11ページをご参照ください。

オプション特約9 ライフライン停止時仮すまい費用等特約

ライフラインが停止したことによる仮すまい費用を補償！

事業者からの電気・ガス・水道の供給が停止し、
一時的に仮すまいを余儀なくされた場合にお支払いします。



詳しくは15ページをご参照ください。



事故時諸費用（火災・風水災等限定）特約

- ・すべてのご契約にセットされますが、セットしないこともできます。
- ・事故時諸費用（火災等限定）特約付きのご契約にはセットできません。

保険金をお支払いする場合

「火災、落雷、破裂・爆発」、^{（火災）}「風災、雹災、雪災」、^{（注）}「盗難」、^{（注）}「水災」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします（1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円限度）。

（注）「通貨、小切手、印紙、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。

事故時諸費用（火災等限定）特約

- ・事故時諸費用（火災・風水災等限定）特約付きのご契約にはセットできません。

保険金をお支払いする場合

「火災、落雷、破裂・爆発」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします（1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円限度）。

<例>フルサポートプランの場合のお支払対象事故

○…補償されます ×…補償されません

お支払対象事故 ^{（注1）}	火災、落雷、破裂・爆発	風災、 ^{（雹）} 雹災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等
事故時諸費用 （火災・風水災等限定）特約	○	○	×	○ ^{（注2）}	○	×
事故時諸費用 （火災等限定）特約	○	×	×	×	×	×

（注1）損害保険金が支払われるべき場合に限りです。

（注2）損害保険金（家財）における「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。



防犯対策費用特約

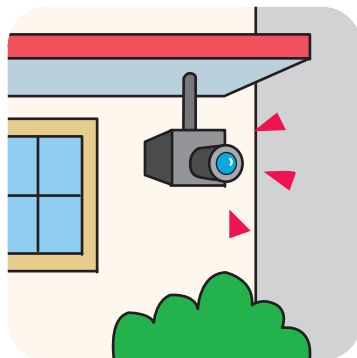
建物を保険の対象に含むご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した建物の改造費用や防犯機器等の設置費用（1回の事故につき20万円限度）、またはドアのカギが盗難にあった場合に要したドアの錠の交換費用（1回の事故につき10万円限度）を補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・犯罪行為は発生していないが、防犯対策として玄関に防犯カメラを設置した



ワンポイント!

防犯対策費用保険金は事故時諸費用保険金とは別にお支払いします!

上記の「保険金をお支払いする場合」に該当する場合、
防犯対策費用保険金は事故時諸費用保険金とは別にお支払いします。

※「盗難」を補償しないご契約プランの場合でも、防犯対策費用保険金のみお支払いします。



特別費用保険金特約

建物を保険の対象に含むご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします（1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円限度）。



地震火災費用特約

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に保険金額の一定割合をお支払いします。

地震火災費用特約は、以下の3パターンの中からお選びいただけます。

パターン	お支払いする保険金の額	支払限度額 ^{（注）}
①	保険金額 × 5%	300 万円
②	保険金額 × 30%	限度額なし
③	保険金額 × 50%	限度額なし

（注）1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額です。72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・地震により家具がたおれて床に穴が開いた

ワンポイント!

地震等を原因とする火災は
最大で火災保険金額の100%まで補償できます!

地震保険とあわせて地震火災費用特約（保険金額×50%・限度額なし）をセットすることで、地震等を原因とする火災に限り^{（注1）}、最大で火災保険金額の100%まで補償^{（注2）}することができます。

（注1）たとえば、地震による損壊や津波による流失は含まれません。

（注2）地震保険を火災保険の保険金額の50%でセットした場合

- 地震保険（火災保険金額×50%）と地震火災費用特約（保険金額×5%・300万円限度）をセットした例

地震保険での補償 50%

地震火災費用特約
での補償 5%

- 地震保険（火災保険金額×50%）と地震火災費用特約（保険金額×30%・限度額なし）をセットした例

地震保険での補償 50%

地震火災費用特約
での補償 30%

- 地震保険（火災保険金額×50%）と地震火災費用特約（保険金額×50%・限度額なし）をセットした例

地震保険での補償 50%

地震火災費用特約
での補償 50%

← 「GK すまいの保険（すまいの火災保険）」の保険金額 →





居住用建物電氣的・機械的事故特約

- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。

保険金をお支払いする場合

電氣的・機械的事故により、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害を補償します(1回の事故につき建物保険金額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・バッテリーが消耗したので交換した ・長年使っていたエアコンが経年劣化により故障した



特定機械設備水災補償特約

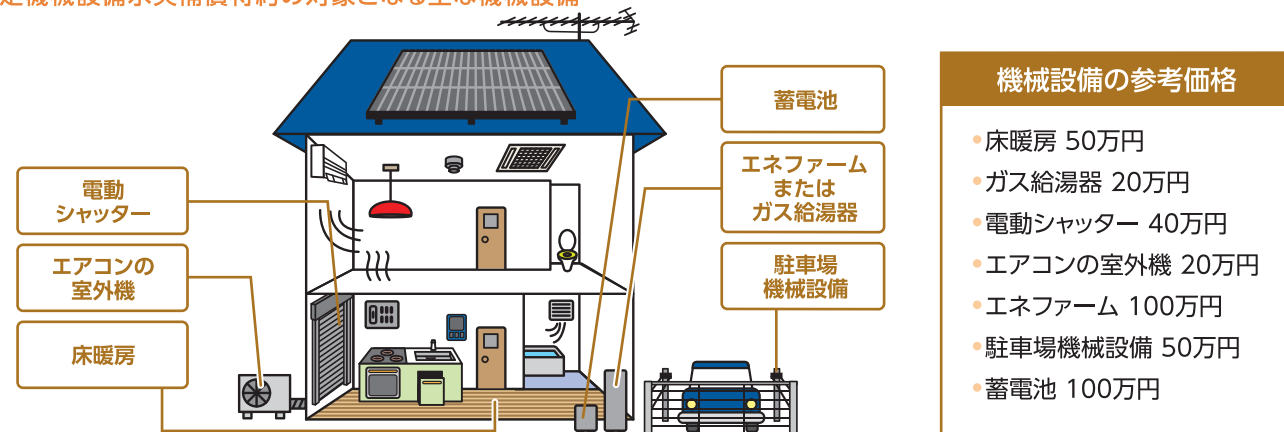
- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」の場合にセットできます。
- ・水災支払限度額特約付きのご契約にはセットできません。
- ・保険期間の中途でのセットや削除はできません(始期日応当日を除きます。)

保険金をお支払いする場合

台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等により、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金における「水災」の事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、保険金をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・庭に保管していた原動機付き自転車が、豪雨で浸水して使えなくなった ・水災被害により、機械設備にさびが生じた

特定機械設備水災補償特約の対象となる主な機械設備



ちょっとお待ちください!

保険料のご負担を抑えるために、水災補償対象外プランへのご加入を検討されている方…

水災支払限度額特約をセットすることで、水災を補償する「フルサポートプラン」や「セレクト(破損汚損なし)プラン」でも、保険料のご負担を抑えることができます!



水災支払限度額特約

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・特定機械設備水災補償特約付きのご契約にはセットできません。
- ・保険期間の中途でのセットや削除はできません。

保険金をお支払いする場合

水災の事故により損害が発生した場合、支払限度額を建物保険金額または家財保険金額の30%(注)に縮小して保険金をお支払いします。(注) ご希望により、10%とすることもできます。

ワンポイント!

水災支払限度額特約は、水災の補償の限度額を縮小する分、保険料のご負担を抑えることができる特約です。

水災の補償は維持されますが、支払限度額が一定割合まで縮小します。水災の事故の場合、建物を再建するための費用や家財を再度購入するための費用以外に清掃費用等もかかるため、損害額が高額となる傾向があります。

⚠ 水災の事故で想定される損害額を十分に考慮していただいたうえで、ご契約プランおよび本特約のセット要否をご検討ください。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



失火見舞費用特約／類焼損害・失火見舞費用特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

火災、破裂・爆発の事故で、隣家に損害が発生した場合に支払った見舞金の費用等を補償します(1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。類焼損害・失火見舞費用特約は、上記に加え、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、隣家に発生した損害も補償します(1回の事故につき1億円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・寝たばこにより火災を発生させ(重過失に該当し)、隣家に火が燃え移った(失火見舞費用保険金のみ)
- ・地震により自宅から火事が発生し、隣家に火が燃え移った

ワンポイント!

失火法と類焼損害・失火見舞費用特約について

例えば、このようなケースが特約の補償の対象となります。



自宅より出火、
近隣に延焼させてしまった。



爆発により、
隣家に損害を与えてしまった。



自宅への消化活動により、隣室や階下の戸室および
その収容家財を水びたしにしてしまった。

近隣の方が、十分な補償を受けられる火災保険に加入しているとは限りません!

お隣の方



自分では火災保険に入っていなかったよ。
火元の方に損害賠償してもらいたいなあ。

火元の方



法律上は責任がないと言っても…実際に火元は
うちだったんだし。でも、お隣の復旧費まで
支払う余裕はないし、本当に困ったわ。

日本には「失火の責任に関する法律(失火法)」という法律があることをご存知でしょうか?

この法律では、失火者(火元)に重大な過失がなければ、法律上は延焼先の損害に対しては賠償しなくてもよいことになっています。



- 失火者(火元)の心情的な負担は非常に大きく、引越しを余儀なくされるような場合もあります。
- 被害を受けた方も、失火者に対し法的責任を前提とした金銭補償を求めることができず、住宅の復旧が困難になることがあります。

「類焼損害・失火見舞費用特約」は、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず近隣へあたえた損害を補償します。

失火者の心情的負担を軽減し、ご近所との良好な関係の維持に役立ちます。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



日常生活賠償特約

すべてのご契約にセットできます。

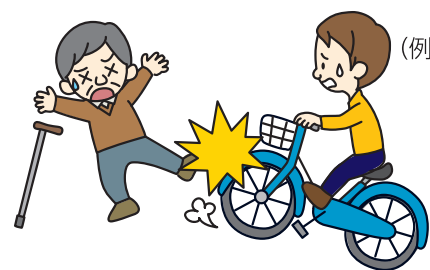
示談交渉
サービス付

保険金をお支払いする場合

日本国内もしくは国外において日常生活で他人に与えた損害や、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたことによる損害を補償します(1回の事故につき3億円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・台風で自宅の屋根瓦が飛び、隣家の窓を壊した(損害賠償責任は発生しなかったが弁償したい)
- ・車を運転中、交通事故を起こしてしまいケガを負わせた



(例) 自転車で高齢者と接触し、骨折させてしまった。



(例) 誤って線路へ立ち入り、不注意で電車と接触し、安全確認のため電車を運行不能にさせ、鉄道会社に損害(振替輸送費用等)を与えてしまった。



受託物賠償特約

すべての契約にセットできます。

示談交渉
サービス付

保険金をお支払いする場合

預かり物やレンタル品を壊してしまった場合など、持ち主に与えた損害を補償します(1回の事故につき30万円^(注)限度)。
(注)ご希望により、100万円を限度とすることもできます。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・人から借りた自動車をぶつけてしまった

示談交渉
サービス付

賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

(示談交渉サービス付の特約の場合)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、引受保険会社は被保険者のために示談交渉をお引受けします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

[ご注意ください] 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・賠償事故について、日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



自宅外家財特約

家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

自宅外家財^(注)に発生した損害を補償します(1回の事故につき自宅外家財保険金額が限度)。

(注)自宅外家財とは、保険証券記載の建物が所在する敷地外にある家財で、日本国内外で携行している家財(携行中家財)と日本国内に所在する携行中家財以外の家財(敷地外収容家財)をいいます。

補償対象となる主な自宅外家財



補償対象とならない主な自宅外家財



⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・財布をどこかで紛失した



屋外明記物件特約

建物を保険の対象に含むご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

屋外明記物件(建物が所在する敷地内に設置される大型の車庫や屋外設備等のうち保険証券に明記したもの)に発生した損害を補償します(1回の事故につき屋外明記物件保険金額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・屋外明記物件として保険証券に明記した物置の床が腐って、穴が開いた



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含むご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

家財明記物件(建物が所在する敷地内に収容される貴金属等のうち保険証券に明記したもの)に発生した損害を補償します(1回の事故につき家財明記物件保険金額が限度^(注))。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。
(注)「盗難」または「破損、汚損等」の事故により損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

家財明記物件の対象となるもの



※1個または1組につき100万円を超える損害について補償を希望される場合で、保険証券に明記したもの

家財明記物件の対象とならないもの



※鑑賞・装飾用でない場合(家財として補償されます)

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・保険証券に明記したダイヤモンドの指輪を紛失した



弁護士費用特約

すべての契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受けたりして、相手の方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円限度)や、法律相談を行う場合の費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円限度)を補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

・離婚の慰謝料について弁護士に相談した
・ネット上で中傷されたトラブルについて弁護士に相談した

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により弁護士をご紹介します。



災害緊急費用特約

すべての契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用等を実費でお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

・損害が生じた建物の本修理費用
・仮すまい先への引越し費用

ワンポイント!

災害緊急費用特約で費用の高額化に備えることができます！ (例)水災の場合

- ・水災による浸水被害の特徴として、被害物件の代替として使用するすまいを手配する費用(仮すまい費用)が生じる可能性があります。仮すまい費用は、**復旧までの期間が長くなればなるほどその費用がかさみ、負担が高額になりやすい傾向にあります。**
- ・「事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約」**P9**ではまかないきれない場合でも「**災害緊急費用特約**」をセットすることで**仮すまい費用を実費で補償できるため、費用の高額化に対して確実に備えることができます。**

■水災時に発生する費用負担のイメージ

	災害発生時		本修理		復旧後	負担合計
費用	当面の生活必需品購入 衣類、寝具、食器等	仮修理費用 養生等の応急処置	引越し費用	仮すまい費用(注) 家賃：約10万円×6か月 礼金：家賃1か月分 仲介手数料：家賃1か月分	引越し費用	165万円
負担額	30万円	5万円	25万円	80万円	25万円	
■お支払いする保険金(上記ケースで損害保険金を800万円と仮定した場合)						支払合計
事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約 損害保険金×10%・300万円限度 80万円				災害緊急費用特約 85万円		165万円

(注)ホテル代も補償されます。ただし、損害を受けた保険の対象(または保険の対象を収容する建物)と立地条件・規模等において同種同程度の代替物件または代替施設を賃借するのに必要な費用が限度となります。

※出費額は参考としての一例(概算イメージ)であり、実際の出費とは大きく異なることがあります。



ライフライン停止時仮すまい費用等特約

- ・災害緊急費用特約付きのご契約にセットできます。
- ・保険期間の中途でのセットや削除はできません(始期日応当日を除きます。)

保険金をお支払いする場合

事業者からの電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して供給停止し、一時的にすまいに居住することが困難となった場合に必要となる仮すまい費用等を実費でお支払いします(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

・計画停電の際の発電機レンタル費用
・地震により断水した際のホテル宿泊費用

※保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるものに限り、保険の対象に含まれます。

保険の対象		ご注意ください
付属建物 (物置、車庫等)	延床面積 66㎡未満	ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
	延床面積 66㎡以上	保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。 14ページ参照 屋外明記物件特約
屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)		建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき敷地内一括で庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。 屋外設備の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 24ページ参照【建物の場合】 14ページ参照 屋外明記物件特約
貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等)		家財契約の保険の対象に含まれます。1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。 貴金属等の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 24ページ参照【家財の場合】 14ページ参照 屋外明記物件特約
畳、建具、 建物付属設備		建物契約の保険の対象に含まれます。 ただし、家財のみを保険の対象とするご契約の場合、記名被保険者または記名被保険者の親族が所有する畳、建具、建物付属設備は、その所有者と建物の所有者が異なる場合に限り、家財契約の保険の対象に含まれます。
門、塀、垣、 建物の基礎		ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
庭木		建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき敷地内一括で屋外設備とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。同一の事故により保険証券記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。 24ページ参照【建物の場合】

延床面積が66㎡以上の物置、車庫等の付属建物、および100万円を超える屋外設備、貴金属等の補償をご希望の場合は、特約をセットしていただく必要があります。



家賃収入特約

賃貸建物を保険の対象とするとご契約にセットできます(空室数が5割を超える場合はセットできません。)

保険金をお支払いする場合

火災等の事故によって賃貸している建物の家賃収入が得られなくなった場合の損失を補償します。

- ⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
- ・入居者が家賃を滞納し、夜逃げした
 - ・害虫が大量発生したため、業者に清掃を依頼した



家主費用特約

建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、家賃収入特約付きのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

賃貸住宅^(注1)内で死亡事故^(注2)が起きたことにより空室期間や家賃値引期間が発生した際の家賃の損失や、清掃、脱臭、遺品整理等にかかる費用を補償します。

(注1) 居住者が賃借する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。一戸建ての場合には、付属建物およびその敷地を含みます。

(注2) 死亡事故とは賃貸住宅内での自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

- ⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
- ・入居者が病院で病死したが、親族がおらずオーナーが遺品整理費用を負担した



賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

賃貸建物を保険の対象とするとご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

賃貸建物の保守、管理等に起因する賠償事故を補償します。示談交渉サービスはありません。

- ⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
- ・所有する賃貸建物の管理不備が原因で、同居の親族がケガをした。



地震保険は震災後の生活再建のサポートを目的として、政府と共同で運営しています。

補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険」では、地震等を原因とする損害は補償されません(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。)



地震による火災で建物が焼失した



地震で建物が損壊した



地震による津波で建物が流された



地震で家財が損壊した

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします(実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。)

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは認定基準が異なります。)。保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。

損害の程度	保険金をお支払いする場合				お支払いする 保険金の額
	建物		家財		
全 損	建物の時価額の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価額の 80%以上	地震保険 金額の100% [時価額が限度]	
大 半 損	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険 金額の60% [時価額の60%が限度]	
小 半 損	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険 金額の30% [時価額の30%が限度]	
一 部 損	建物の時価額の 3%以上20%未満	床上浸水 主要構造部の損害の程度が全 損・大半損・小半損・一部損に至ら ない建物について、 <u>床上浸水</u> ま たは地盤面より45cmを超える 浸水を受け損害が発生した場合	家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険 金額の5% [時価額の5%が限度]	

- ※損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- ※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生したときに遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ※損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります(2022年2月現在)。
- ※72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合



保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
(例)地震発生後に泥棒が入り家財が盗まれた



**門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の
付属物のみに発生した損害**
(例)門や塀のみに損害があった



地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
(例)発生から20日経ってから壁が崩れた



損害の程度が一部損に至らない損害
(例)建物の主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%未満の場合

保険の対象

等

地震保険の保険の対象は、「**居住用建物**(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)」または「**家財**(居住用の建物に収容されている場合に限ります。)」です。
※「GK すまいの保険」で保険の対象となっているものに限ります。



保険の対象とならないもの(「GK すまいの保険」の保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

●屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除く)、庭木

●貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手

●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

●自動車、バイク(原動機付自転車を除く)

保険金額と保険期間

- 地震保険の保険金額は、「**GK すまいの保険**」の**保険金額の30%～50%**の範囲内でお決めください。
ただし、保険の対象ごとに下記の限度額が適用されます。
- (注)複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯が異なる戸室ごとに5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。
※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記の限度額を適用します。
- 地震保険の保険期間および保険料の払込方法は、「GK すまいの保険」と同じです。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 (注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

お申込みについて

- 地震保険を単独でご契約いただくことはできません。「GK すまいの保険」とあわせてお申込みください。
- 地震保険は**原則自動セット**としています。地震保険に加入されない方は、書面によるお申込みの場合、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名または押印してください。保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。



警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

割引制度について

地震保険の保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の(写)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類 (割引率)	適用条件	ご提出いただく確認資料(注1)
免震建築物割引 (50%)	免震建築物(注2)に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注3)により作成された書類(注4)のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(注5)(注6) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引)の場合に限ります。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(注5) 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(注6) 例)a.:「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等
耐震等級割引 (耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%)	耐震等級(注2)を有している建物であること	
耐震診断割引 (10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等
建築年割引 (10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」「建物引渡証明書」

(注1)代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
(注2)住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
(注3)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
(注4)品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。
(注5)書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
(注6)「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払い込んでいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます(2007年1月改正)。

※地震保険料控除は保険料を実際に払い込んでいただいた年に行われます(口座振替の場合、「実際に払い込んでいただいた年」は、振替日の属する年となります。)。なお、始期日より前に払い込んでいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払い込んでいただいたものとして取り扱われます。
※2年以上の契約で保険料を一括して払い込んでいただいた場合、一括払保険料を保険期間(年数)で割った保険料を毎年払い込んでいただいたものとして取り扱われます。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする事故の説明【フルサポートプラン】

- 6つのリスク
① 火災、落雷、破裂・爆発 火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。
- 6つのリスク
② 風災、雹災、雪災 台風、^{せん}旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、^{ひょう}雹災、または豪雪、^{なだれ}雪崩等の雪災（融雪洪水等を除きます。）をいいます（吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。）。
- 6つのリスク
③ 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます（給排水設備自体に発生した破損等は⑥の事故になります。）。
- 6つのリスク
④ 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。
- 6つのリスク
⑤ 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。
- 6つのリスク
⑥ 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、①から④までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 風、雨、雪、^{ひょう}雹、^{じん}砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由（釘浮き、ゆがみ、ずれ等を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷（釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれ等を含みます。）または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。）
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害

②「⑥破損、汚損等」については、①の損害のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 電氣的・機械的事故によって発生した損害
- 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- 次の家財に発生した損害
 - ・船舶、航空機
 - ・無人機・ラジコン
 - ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

保険金額の設定方法

建物と家財について、保険金額をお決めください。

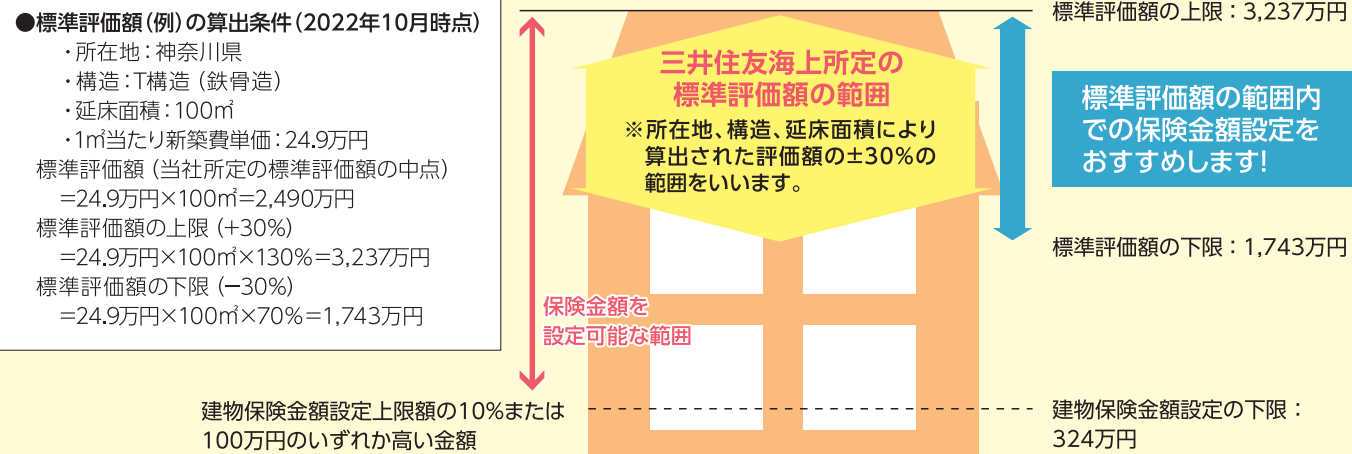
※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。**P19**

1 建物の場合

建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限（建物保険金額設定上限額）^(注)以下とし、上限額の10%または100万円のいずれか高い金額以上でお決めください(1万円単位)。

^(注) 標準評価額の上限を超える評価額(個別評価額)の根拠をご提示いただいた場合には、その個別評価額を建物保険金額設定上限額とすることも可能です。なお、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料(不動産売買契約書(写)や工事請負契約書(写)等)のご提出が必要となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定例】



●建物保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- ①標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、**標準評価額の範囲内でご設定いただくことをおすすめします。**
- ②建物の基礎、門・塀・垣、付属建物(延床面積が66㎡未満の物置・車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含めない場合は、標準評価額が変更となります(マンション戸室の場合を除きます。)
- ③同一の建物について、保険金額を分割して複数のご契約にご加入されると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

2 家財の場合

家財保険金額は再調達価額以下とし、50万円以上でお決めください(1万円単位)。

【ご参考】標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安(2022年10月時点)

家族構成	夫婦のみ	夫婦+子ども(18才未満)1人	夫婦+子ども(18才未満)2人
世帯主の年齢			
27才以下	550万円	640万円	730万円
28才～32才	710万円	800万円	890万円
33才～37才	990万円	1,080万円	1,170万円
38才～42才	1,220万円	1,310万円	1,400万円
43才～47才	1,400万円	1,490万円	1,580万円
48才以上	1,480万円	1,610万円 (子どもは18才以上の場合)	1,700万円 (子どものうち1人は18才以上の場合)

※上表は再調達価額の目安となります。上表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
※1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は、再調達価額に含みません。

●家財保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- ①同一の敷地内に収容される家財について、保険金額を分割して複数のご契約にご加入されると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。
- ②家財の保険金額が再調達価額を超過する場合は、その超過分については保険金をお支払いしません。

免責金額の設定方法

免責金額(保険金をお支払いする際に自己負担となる金額)を建物、家財それぞれお決めください。

免責金額を高く設定すると、保険料のご負担を軽減できますが、事故の際の自己負担額が大きくなりますので、慎重にご検討ください。

お選びいただける免責金額

0万円

1万円

3万円

5万円

10万円(建物のみ)

! 0万円 1万円 3万円 のいずれかをお選びいただいた場合でも、以下のとおり、事故の種類等によっては異なる免責金額を適用します。

- 3** 水ぬれと**6** 破損、汚損等の事故には、免責金額5万円を適用します。
- 屋外明記物件特約、家財明記物件特約および自宅外家財特約について、**3** 水ぬれと**6** 破損、汚損等の事故には、免責金額5万円を適用します。
- 居住用建物電氣的・機械的事故特約については、免責金額5万円を適用します。

※事故の種類は、**P3** ご契約プランの表内の「すまいを取り巻く6つのリスク」をご参照ください。

ワンポイント

上記でお決めいただいた免責金額とは別に、**2** 風災、雹災、雪災の事故に関して固有の免責金額を設定することが可能です。**上記でお決めいただいた免責金額と同額以上で、0万円、1万円、3万円、5万円、10万円または20万円の中からお選びください。**

※建物や家財のほか、屋外明記物件特約、家財明記物件特約および自宅外家財特約の**2** 風災、雹災、雪災の事故にも同じ免責金額が適用されます。



Q

2 風災、雹災、雪災の固有の免責金額を設定するメリットは？設定しなかったらどうなるの？



A

2 風災、雹災、雪災の事故に関する免責金額は、これらの事故により保険金をお支払いする場合にのみ適用される免責金額です。建物や家財について設定した金額より高く設定することで、**保険料のご負担を軽減することができます。**
設定しなかった場合は、建物や家財について設定した免責金額がそのまま適用されます。

【免責金額の設定例(フルサポートプランの場合)】

ケース① 保険料のご負担を抑えたい場合

建物免責金額：5万円、家財免責金額：1万円、**2** 風災、雹災、雪災の免責金額：建物・家財いずれも10万円を選択。

保険金をお支払いする事故		建物に適用される免責金額	家財に適用される免責金額
1	火災、落雷、破裂・爆発	5万円	1万円
2	風災、雹災、雪災	10万円 !	10万円 !
3	水ぬれ	5万円	5万円 !
4	盗難	5万円	1万円
5	水災	5万円	1万円
6	破損、汚損等	5万円	5万円 !

!

2 風災、雹災、雪災の事故は、免責金額10万円が適用されます。

!

3 水ぬれと**6** 破損、汚損等の事故は、家財の免責金額を1万円とした場合でも、本ページ上部**!**のとおり免責金額5万円が適用されます。

ケース② 万一の事故の際の自己負担額を減らしたい場合

建物免責金額：0万円、家財免責金額：0万円を選択。

保険金をお支払いする事故		建物に適用される免責金額	家財に適用される免責金額
1	火災、落雷、破裂・爆発	0万円	0万円
2	風災、雹災、雪災	0万円	0万円
3	水ぬれ	5万円 !	5万円 !
4	盗難	0万円	0万円
5	水災	0万円	0万円
6	破損、汚損等	5万円 !	5万円 !

自分に合った免責金額は
どんなパターンかな…



!

3 水ぬれと**6** 破損、汚損等の事故は、建物、家財の免責金額を0万円とした場合でも、本ページ上部**!**のとおり免責金額5万円が適用されます。

お支払する保険金の額

1 損害保険金

【建物の場合】

【全焼・全壊^(注1)の場合】 損害保険金 = 建物保険金額

全焼・全壊時には、
建物保険金額の**全額**をお支払いします!

【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(自己負担額)

ただし、損害保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき建物保険金額を限度^(注2)とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

<建物等の復旧義務について> 保険の対象である建物等^(注3)に損害が発生した場合、原則、損害が発生した日から2年以内にその保険の対象を復旧^(注4)しなければなりません。復旧しない限り、当社は保険金をお支払いしません^(注5)。

(注1) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

(注2) 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。また、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。なお、庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

(注3) 特定機械設備水災補償特約、居住用建物電氣的・機械的事故特約および屋外明記物件特約における保険の対象を含みます。

(注4) 損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注5) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービスにご注意ください

台風等の自然災害に乗じて、「保険が使える」と住宅修理サービスの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者の多くは、「保険金の使い道は自由だから実際に修理をしなくても良い」と勧誘し、**保険金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取ります**。当社は、このような業者への対策を強化し、お客さまの大切なおすまいの修理や再取得をお支えするという火災保険本来の目的を果たすため、復旧義務を導入しています。

「GK すまいの保険」では、原則、保険の対象を復旧しない限り保険金をお支払いしませんので、住宅修理サービスの勧誘を受けてもすぐに契約せず、代理店・扱者または当社にご相談ください。



【家財の場合】

損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(自己負担額)

ただし、損害保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき家財保険金額を限度^(注)とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注) 以下の保険の対象に発生した損害に対しお支払いする損害保険金は①～③のとおりです。ただし、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。

① 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、損害保険金の額は1個または1組につき100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

② 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき30万円を限度とします。

③ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害が発生した場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

●損害の額の算出方法(【建物の場合】【家財の場合】共通)

損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。

2 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があり、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用を支出したときに、その実費をお支払いします。

(例) 消火活動のために使用した消火薬剤を再度購入するための費用

3 権利保全行使費用

損害保険金をお支払いする事故があり、他人に損害賠償を請求することができる場合において、損害賠償の請求に必要な手続費用を支出したときに、その実費をお支払いします。

(例) 損害賠償請求書を送付するための内容証明等の郵送料、交渉のために要した交通費や電話代

保 険 期 間

5年以下の整数年でお決めください。

<保険期間5年で自動継続特約(長期用)をセットする場合>

「予定継続期間」および「継続方式」をお決めください。ご契約の終了する日(始期日から5年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約で自動継続されます。

※家財のみを保険の対象とするご契約の場合、自動継続特約(長期用)はセットできません。なお、保険期間の途中で家財のみを保険の対象とするご契約となった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。その他、一部のご契約では自動継続特約(長期用)をセットすることができません。詳しくは、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
※引受保険会社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます(保険料が変更となる場合があります。)。また、建築費または物価の変動等に従って建物保険金額の調整を行う場合があります。

予定継続期間

6年以上40年以下の整数年でお決めください。
(例)「予定継続期間」を20年で設定した場合は、初回契約の始期日から20年後に自動継続(補償)が終了となります。

継続方式

1年ごとに自動継続される「1年継続方式」または、原則5年ごと(注)に継続される「長期継続方式」のいずれかをお選びください。
(注) 予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合には、その年数となります。

保 険 料 の 払 込 方 法

下表より保険料の払込方法をお選びください。保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択できない払込方法があります。

主な払込方法		分割払		一時払 長期一括払(注3)
		月払(注1)	年払(注2)	
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法	○	○	○
クレジットカード払 (登録方式・一括払型)(注4)	クレジットカードによって払い込む方法	×	×	○
払込票払(注4)	当社指定の払込票にてコンビニエンスストア・郵便局で払い込む方法 ※ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むことも可能	×	×	○
請求書払(注4)	ご契約手続後に送付する請求書の内容に基づいて払い込む方法	×	×	○
スマホ決済(注4)	お客さまのスマートフォン等により2次元コードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、払い込む方法	×	×	○

(注1) 一時払または長期分割払(年払)より保険料が約5%割高となります。
(注2) 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。地震保険の保険料は、保険期間1年の場合と同じです。
(注3) 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。
(注4) 代理店・扱者や保険料の額によってはご選択いただけない場合があります。
※その他の保険料払込方法として、保険契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料の払込みにあたっては、保険契約者および記名被保険者に関する一定の条件を満たす必要があります。

<保険期間5年で自動継続特約(長期用)をセットする場合>

自動継続時の払込方法は、初回契約の払込方法と同一(例:初回契約が口座振替の場合、自動継続時も口座振替)となります。ただし、初回契約の保険料を現金により払い込まれた場合、自動継続時の払込方法は口座振替となります。自動継続時に振替口座の登録がお済みでない場合に限り、別の払込方法をご案内いたします。

1. ご契約が満期を迎えるときのご案内

ご契約が満期を迎えるときは、当社から保険契約者の皆さまに満期のご案内をお送りします。自動継続特約(長期用)がセットされたご契約が満期を迎えるときは、保険契約者の皆さまに自動継続のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって手続方法が異なります。
※保険期間が3年以上のご契約については、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認くださいことができます。

2. 「暮らしの QQ 隊」のご案内

専門スタッフが24時間365日体制で受付し、30分程度の水まわりの応急修理および30分程度の玄関ドアのカギあけに要する作業料、出張料が無料でご利用いただけます。暮らしのQQ隊をご利用の際は、事前に専用ダイヤル(無料)にお電話ください。

暮らしのQQ隊

水まわりQQサービス

カギあけQQサービス

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!)

●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)。

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは当社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。
※一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。また、サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。



暮らしのQQ隊は、「フルサポートプラン」、「セレクト(水災なし)プラン」限定のサービスです。
暮らしのQQ隊をご利用の際は、事前に専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。

3. ご注意いただきたい事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、すまいの火災保険「GK すまいの保険」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。また、ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。ご不明な点は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記していただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずお伝えください。
- ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をする場合があります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。

このパンフレットでご案内している特約について、詳細をご確認いただける
[<パンフレット別冊>主な特約のご説明]を、三井住友海上ホームページに掲載しています。

「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」は
三井住友海上ホームページから!!
(<https://www.ms-ins.com>)





「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」で
ご説明している内容

- 特約の補償内容
- 保険の対象の範囲または被保険者
- 保険金をお支払いしない主な場合

— 25 —

— 26 —

メリット

契約プラン

自動セット特約と
オプション特約

賃貸建物オーナー向け特約

地震保険

ご契約に際して

保険期間・保険料の払込方法
ご契約の自動継続について